

精神障害者保健福祉手帳の更新手続きのために
医師の診断書の取得のみを目的として
医療機関に受診する方へ

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に精神障害者保健福祉手帳の有効期限を迎える方のうち、更新時に医師の診断書を添えて提出する必要がある方につきましては、申請書の提出をもって、現に所持している手帳の有効期限から1年以内は診断書の提出を猶予した上で、有効期限を更新することができます（申請は必ず行ってください）。
- 診断書の提出を猶予した場合、障害等級は従前の等級になります。
- 1年以内に改めて診断書を御提出いただく必要があります。
なお、御提出いただけなかった場合は、当該手帳は無効になりますので、手帳を返還いただくこととなります。
- 改めて御提出いただいた診断書により等級を変更する必要があると判断された場合には、先に交付された手帳と引き換えに新たな等級の手帳を交付します。